

東広島・竹原 感染対策地域ネットワーク会則

総則

第1条（名称）

本会は、「東広島・竹原 感染対策地域ネットワーク」とする

第2条（事務局）

本会の会務を行うために事務局を置く

〒725-0012

広島県竹原市下野町 3136

医療法人社団仁慈会 安田病院 感染対策課

第3条（目的）

本会は、医療従事者として感染管理に関する知識とスキル向上を図り、地域の医療施設との交流と連携を通して、施設における感染管理の実践を推進することを目的とする

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- （1）定例会の開催（1回／3ヶ月）
- （2）研修会の開催（講義・演習）
- （3）コンサルテーション
- （4）その他、目的達成に必要な事項

第5条（会員資格と入会）

1. 本会の会員は医療機関に従事する者で、本会の趣旨に賛同し入会したものであるものとする
2. 施設で感染管理に携わっている者、あるいは関心がある者（医療従事者；看護師・准看護師等）で継続して参加できる者
3. 会員資格の喪失は退会とする

第6条（その他）

東広島・竹原感染対策地域ネットワーク名称使用について

- （1）地域の医療施設等に対して、感染管理の実践を推進する研修会、地域貢献活動の際使用することができる
- （2）主催病院を明記し、研修に関する事についての責任の所在を明らかにする
- （3）研修計画書及び研修報告書（別紙）を事務局に提出する

附則

本会則は 2010 年 9 月 28 日より施行する

2013 年 11 月 28 日 一部改訂

2015 年 12 月 10 日 一部改訂

2018 年 4 月 1 日 一部改訂